【様式例１ 「就任承諾書（兼誓約書） [役員等共通版]」】

【□理事　□監事　□評議員】

就任承諾書（兼誓約書）

私は、社会福祉法人○○○○の（理事／監事／評議員）に就任することを承諾します。

併せて、就任に際し私は以下の要件を満たしていることを誓約します。なお、この記載事項について変更が生じた場合は遅滞なく報告します。

１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと。

２　各評議員又は各役員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同法施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超えて含まれていないこと。（※）

３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

（※）親族等特殊関係のある者が法令等に定める上限数を超えない範囲で含まれる場合は、以下に氏名と関係を記載してください。（例：理事○○○○が配偶者）

|  |
| --- |
|  |

[任　　期]

**○○○年○月○日（選任日）から、○○○年度決算に係る定時評議員会終結時まで**

**（または○○○年○月○日（選任日）から、○○○年○月の定時評議員会終結時まで）**

[就任期間]

**○○○年○月○日（就任日）から、○○○年度決算に係る定時評議員会終結時まで**

**（または○○○年○月○日（就任日）から、○○○年○月の定時評議員会終結時まで）**

社会福祉法人〇〇○　理事長　殿

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　氏　名

【様式に関する補足】

※本様式を使用する場合は、実態に合わせ適宜様式を修正して使用してください。

※（要件１関係）理事・監事の欠格事由の規定は、正確には社会福祉法第44条第１項ですが、同法第40条を準用する規定であるため、便宜上、第40条第１項と表記しています。

※（要件２関係）理事・監事の親族等特殊関係者に関しては、法令等において直接、評議員を含めるものではありませんが、実務上は評議員を含めた確認が必要であるため、便宜上、このような共通表記としています。

**【参考条文等】**

【社会福祉法（以下「法」という）抜粋】

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　一　法人

　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

　一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

　二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

　三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

【指導監査ガイドライン抜粋】

＜評議員における親族等特殊関係者＞

**当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないこと（法第40条第４項及び第５項）**

（各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲）

①　配偶者

②　三親等以内の親族

③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の７、第２条の８）

ⅰ　当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ⅱ　当該評議員又は役員の使用人

ⅲ　当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ⅵ　当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ⅶ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ⅷ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人。

＜理事における親族等特殊関係者＞

**各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の３分の１（上限は当該理事を含めずに３人）を超えて含まれてはならない（法第44条第６項）。**

（各理事と特殊の関係にある者の範囲）

①　配偶者

②　三親等以内の親族

③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の10）

ⅰ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ⅱ　当該理事の使用人

ⅲ　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ⅶ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

＜監事における親族等特殊関係者＞

**各理事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと、また、複数（２人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと（法第44条第７項）**

(役員と特殊の関係にある者の範囲）

①　配偶者

②　三親等以内の親族

③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の11）

ⅰ　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ⅱ　当該役員の使用人

ⅲ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。ⅶにおいて同じ。

ⅶ　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

ⅷ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ⅸ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

　　　※　法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記（注２）と同一ではないため留意が必要。

【その他評議員・理事・監事共通】

○特殊の関係にある者に該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第１項第２号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第３号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではない。

○社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注３）の５分の１を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない（法第109条第５項）。